

会 議 録

会 議 の 名 称	平成28年度 第2回介護保険運営協議会
開 催 日 時	平成29年 2月8日（水）15時00分～16時20分
開 催 場 所	四国中央市福社会館3階 会議室 2
公開又は非公開の別	公開
出 席 者 氏 名	<委員> 白石文雄 矢野 強 田邊富久江 石川能婦子 鈴木晴喜 神田達郎 天高 剛 伊藤律子 進藤年範 加地 健 森 茂 鈴木俊之 佐々木一行 石川正文 井原ハツエ 山口佐人 福田 泉 市長 篠原 実 <事務局> 福祉部長 加地宣幸 高齢介護課長 大西 緑 鈴木一好 高橋芳清 新谷佳子 高橋和真
傍 聴 人 数	なし
議題及び会議の概要	下記のとおり

会議次第

1. 開会
2. 市長あいさつ
3. 委員委嘱状交付
4. 委員自己紹介及び事務局紹介
5. 会長・副会長の選任
6. 協議事項

議題1 平成28年度介護保険事業の運営状況について

事務局より説明

- (1) 要介護認定者数の状況
- (2) サービス利用者数の推移

(3) 介護給付費の見込み

(4) 地域密着型サービスの日常生活圏域ごとの所在状況

(5) 財政調整基金の運営状況

委員：質問なし

議題2 地域密着型サービス事業所の指定及び指定更新等について

(1) 地域密着型サービス事業所の指定及び指定更新等について（諮問事項）

事務局より説明

委員：地域密着型通所介護が増えていく可能性が考えられるが、基準を満たしていれば、無条件で指定されるのか。

事務局：地域密着型サービスについては、基本的には基準を満たしていれば指定になる。ただ、地域のタイプのあり方とか、特定の圏域に集中していたり、事業所の囲い込みがあるとなると、運営協議会の意見をいただくようになる。平成30年度介護保険改正の閣議決定では、地域密着型サービスにおいても、市町村で一定の制限を明文化することである。

委員：県の権限の19人以上の指定と、市の権限の18人以下の指定が混在することになる。

委員：県と市の指定で、調整の問題もあると思うが、整合性はどうするのか。

事務局：来年度の第7期介護保険事業計画策定において、市町村の介護保険事業計画と都道府県の介護保険事業支援計画とは、整合性をとってすることになっている。

(2) 地域密着型サービス事業所の指定更新等について（報告事項）

事務局より説明

委員：質問なし

(3) 地域密着型サービス事業所の廃止について（報告事項）

事務局より説明

委員：質問なし

その他

1. 地域包括的支援センター設置条例の一部改正について

介護予防・日常生活支援総合事業について

事務局より説明

委員：介護予防・日常生活支援総合事業が始まることにより、要介護認定は減るのか。

事務局：要介護認定は主治医意見書があるが、総合事業であれば、その分がチェックリストになるため、減ることはある。

2. 介護老人福祉施設開設事業に係る進捗状況について

事務局より説明

委員：質問なし

その他

委員：介護分野の人材は確保できるのか。市としての重点施策があれば教えてほしい。

事務局：市としては、医療・保育・介護ともに人材不足という共通した問題があり、こども課・保健推進課・高齢介護課の三課連携で人材確保の取り組みを行い検討している状況である。その中で、事業所に対し人材確保のアンケートを行った結果、ある程度行政が音頭をとり、合同での情報発信とか就職説明会をしてほしいとの要望が多くあった。次年度合同就職説明会を予定している。

従事しようとしている学生側にもアンケートを行ったが、その中で、学生が進路を決めたのは、中高生の時が多かった。学生層にも職種や魅力をPRしていくため、具体的な方法を検討している。

閉会